

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

## マネジメントのための経営財務情報

第 565 号 この資料は全部お読みいただいて 100 秒です。

### 今回のテーマ： 監査報告書の透明化

近年の東芝の不正会計や IPO（新規株式公開）などを巡り会計監査の信頼性の低下が問題となったことから、金融庁は「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、監査法人のガバナンス・コードの導入など 5 つの柱からなる会計監査の信頼性確保のための施策が提言されました。そのなかでは、会計監査の内容等に関する情報提供の充実の観点から、「監査報告書の透明化」も取り上げられています。

#### 監査報告書の透明化とは

現行の監査報告書は、その文言は標準化されており、個別の監査業務における検討内容が読み取れないことから、投資家から会計監査業務はブラックボックスだと指摘されることがあります。そこで、「監査報告書の透明化」として、監査報告書に個々の企業ごとの監査人が着目した監査上のリスク等（「監査上の主要な事項（Key Audit Matters：KAM）」）を必ず記載する改正が検討されています。

#### KAM の導入により想定される変化・影響

日本公認会計士協会では、監査報告書の透明化・KAM の導入にあたり実務上の課題を抽出するため、上場 26 社に KAM の選定の試行を実施し、その結果をとりまとめています（平成 29 年 11 月 17 日開催金融庁企業会計審議会第 39 回監査部会 資料 1 「KAM 試行の取りまとめ（日本公認会計士協会）」）。その結果、KAM は、1 社当たり 2～3 個、領域としては、「資産の減損」「企業結合に関する会計処理、のれんの計上及び評価」「引当金・資産除去債務・偶発債務」「収益認識（工事進行基準、過大計上リスク等）が多くを占める結果となりました。

また、会社側としては、以下のような困難に直面したとのコメントも報告されています。

- 監査法人の判断により記載されるものであり、判断基準が明確でない
- 会社側からすると、事業上のリスクをいたずらに高く見せることにつながる懸念がある
- KAM は会社が開示している内容が前提となるため、会社側の開示の充実が必要となる
- KAM の記載内容によっては、IR 等で追加的な説明が必要となる可能性が高い
- 投資家との対話に役立つ可能性があり、良くも悪くも、株主からの質問は増加する

#### 適用時期

監査報告書の透明化に関する海外の状況は、以下のとおりです。英国、EU では導入が始まっており、米国も導入することが決まっています。日本においては、適用時期を検討中です。

国・地域	適用開始時期	12月決算の場合
英国	2012年10月1日以降開始事業年度から適用	2013年12月期～
EU	2016年6月17日以降開始事業年度	2017年12月期～
米国	大規模企業は2019年6月30日以降終了事業年度から適用 それ以外は2020年12月15日以降終了事業年度から適用	2019年12月期～

#### お見逃しなく！

KAM の導入は、監査報告書だけの問題ではありません。監査を受ける企業側においても、導入に備えて、監査上の重要事項に関する監査人とのコミュニケーションの充実、投資家との対話に備えた注記等の開示の充実や事業等のリスクに関する情報開示の拡充などを検討する必要があります。